

(写)

生食発0317第13号
28水漁第1693号
平成29年3月17日

一般社団法人 食品衛生登録検査機関協会理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

水 産 庁 長 官

「ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

ナイジェリア向けに輸出される水産食品については、「ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年3月24日付け食安発第0324001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20水漁第2374号水産庁長官通知。以下「通知」という。）に基づき取り扱っているところです。

今般、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、衛生証明書等の発行申請手続について、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を導入することとしました。

つきましては、通知の別紙「ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱要領」を別添のとおり改正し、本年3月19日より施行することとしましたので、その実施について特段の御理解、御協力をいただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いします。